

専門スタッフが相談に応じます

▶▶▶ 高齢者の生活の困りごとは地域包括支援センターへ ◀◀◀

高齢で日常生活に悩みを抱えたまま生活していたり、高齢な親の暮らしを支えるのが大変と悩んだりしていませんか。

地域包括支援センター(以下、センター)では、介護予防のこと、介護保険のこと、認知症のこと、財産管理のこと、高齢者虐待のことなど高齢者が抱える生活の悩みについて、幅広く相談に応じています。

センターは、市在住の65歳以上の高齢者またはその家族などが利用できます。相談には主任介

護支援専門員、社会福祉士、保健師といった専門の職員がチームとなって対応し、介護・医療・保健・福祉などの面から総合的に支援しています。

センターと同じ役割を持ち、各地域に根差している相談窓口「在宅介護支援センター」(包括支援センターブランチ)でも、相談に応じています。窓口相談や電話相談のほか、家庭を訪問することも可能です。

悩みや困りごとがあるときは、一人で悩まずに気軽に相談してください。

担当地域	名称	所在地	電話番号	窓口開設時間
市全域	市地域包括支援センター	市役所健康福祉課内	74-2111	平日 8:30~17:15
西根地区	西根在宅介護支援センター(西根ブランチ)	(特養)むらさき苑内(西根会指定居宅介護支援事業所内)	75-1255	平日 8:30~17:30
松尾地区	松尾在宅介護支援センター(松尾ブランチ)	東八幡平病院内(指定居宅介護支援事業所のぞみ内)	71-1012	平日 9:00~17:30 土曜日 9:00~12:30
安代地区	りんどう苑在宅介護支援センター(りんどう苑ブランチ)	(特養)りんどう苑内(安代会居宅介護支援事業所内)	73-2860	平日 8:30~17:30

特別障害者手当・障害児福祉手当についてお知らせします

◆特別障害者手当

【対象者】 精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

【対象となる障がいの程度】

- ① 重度の障がいがある2つ以上ある
- ② 重度の障がいがある1つあり、かつ他の障がいがある2つ以上ある
- ③ ①または②と同程度以上の障がいがある(肢体不自由により日常生活動作に著しい制限があるなど)

【手当額】 月額28,840円

【支給月】 2月、5月、8月、11月

【支給対象外】 ▷3カ月以上継続して入院をしている人▷施設に入所している人▷制限以上の所得がある人※詳しくは市ウェブサイトを確認してください。

◆障害児福祉手当

【対象者】 精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の人

【対象となる障がいの程度】

- ① 重度の障がいがある1つ以上ある
- ② 身体障がいと精神障がいの合併障がいがある

【手当額】 月額15,690円

【支給月】 2月、5月、8月、11月

【支給対象外】 ▷障害年金を受けている人▷障害児入所施設に入所している人▷制限以上の所得がある人※詳しくは市ウェブサイトを確認してください。



詳細はこちら

◎各手当の受給方法

所定の書類により認定請求をする必要があります。認定を受けてからでないと手当を受け取ることはできません。